

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2号 令和4年度岩国市一般会計補正予算（第10号）

議案第10号 令和5年度岩国市一般会計予算

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 3号 令和4年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第 4号 令和4年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 5号 令和4年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 9号 令和4年度岩国市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和5年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和5年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和5年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第22号 令和5年度岩国市病院事業会計予算

議案第27号 岩国市保育園条例及び岩国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第28号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例

議案第29号 岩国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第30号 岩国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第31号 岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第32号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第36号 岩国市徴古館条例の一部を改正する条例

議案第37号 岩国市出産祝金支給条例を廃止する条例

議案第40号 財産の無償譲渡について

議案第41号 財産の無償譲渡について

以上18議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第10号 令和5年度岩国市一般会計予算についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

教育費の教育諸費の学校指導費の部活動指導員配置事業に関し、

委員中から、部活動指導員配置事業について質疑があり、

当局から、「部活動指導員配置事業は、指導技術が困難な運動部活動等に対して専門的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする支援員を配置することで、部活動の指導体制の充実を促進し、部活動を担当する教員の負担軽減を図るものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「部活動指導員になるに当たり資格等は必要になるのか」との質疑があり、

当局から、「学校の部活動等を指導する上で必要となる資格等は特にはないが、岩国市部活動指導員として登録していただく必要がある」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、今後の進め方について質疑があり、

当局から、「市内中学校には、およそ200の部活動があり、競技力を高める部活動もあれば、運動に親しむ部活動もあるため、各学校の部活動の状況によっては、外部指導員といった専門的な資格を持っている方とのマッチングも必要になると考えている。今後、地域移行をする上においては、地域での部活動の全体像を把握しながら、関係団体と協議し、学校単位にとらわれない、これからの新しい部活動の取組について検討してまいります。」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「今後に向けた大きな方向性の提示が必要になると考えるが、岩国市においては、基本的には学校が引き続き部活動を実施するのか、それとも完全に地域に移行するのか」との質疑があり、

当局から、「将来的には小学校のスポーツ少年団のような形になると考えているが、その途中段階において子供たちが取り残されないように、スポーツや文化に親しみながら活動できる枠組みとしていきたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「あくまでも義務教育の一環としての部活動であり、全ての子供たちが活躍できる活動であるべきことを念頭に進めていただきたい」との要望があり、

当局から、「義務教育であることから、例えば会費が払えないから活動ができないということはあってはならないため、全ての子供たちの活動を保障していきたい。また、子供たちのニーズを捉え、岩国市としての取組を推進していきたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。